

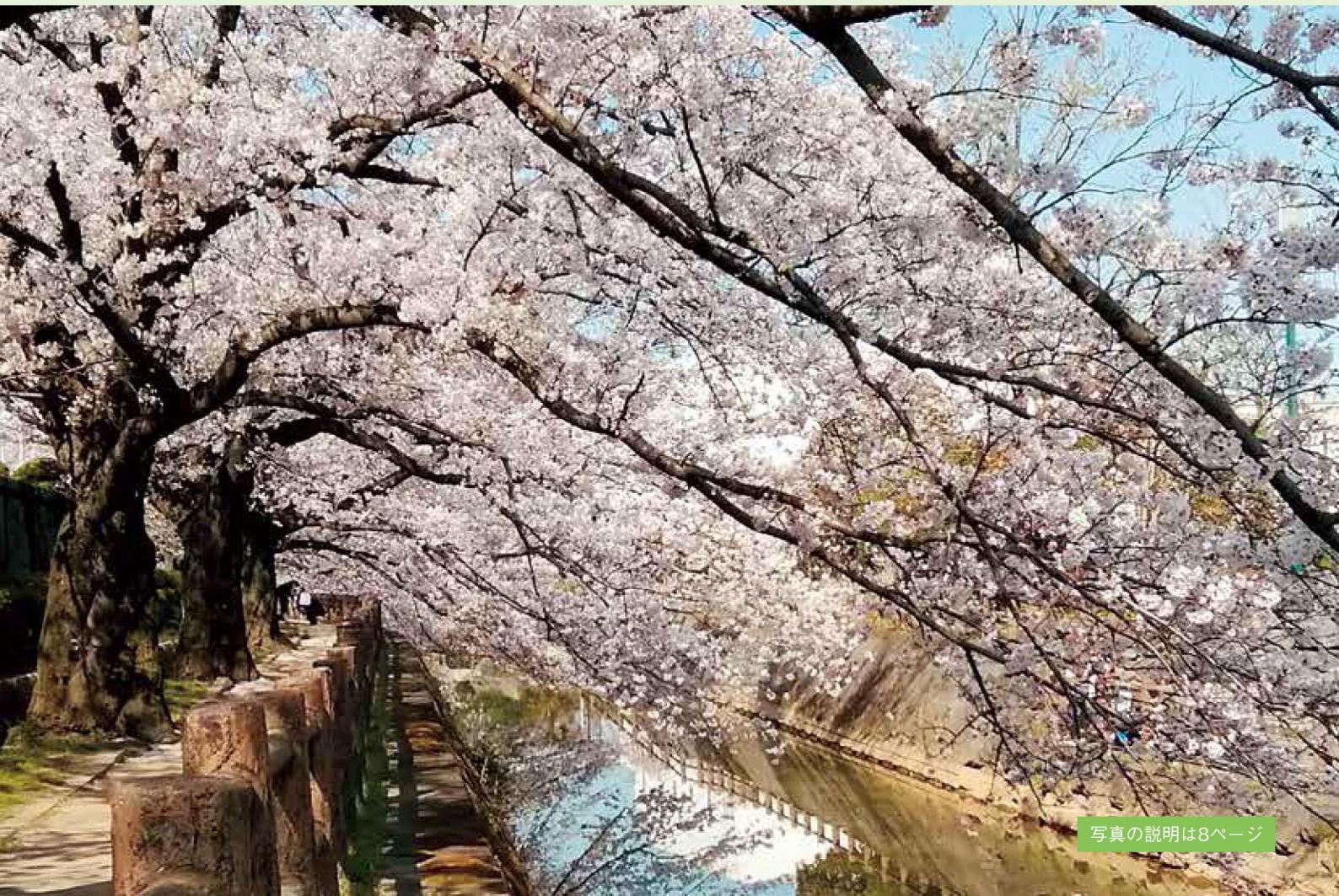
経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

P2	新型コロナウイルスについての第一経営からのメッセージ／ 第一経営・ぐる～ぷ1総会中止のご連絡
P3	お客様景況(新型コロナウイルスがさらなる追い打ちを)
P4～P5	(特集)令和2年度税制改正について
P6	お客様紹介(株式会社心和様)／休憩室(映画:21世紀の資本)
P7	税務情報(休業補償と消費税の減税を!)／今年も盛大に新春交歓会
P8	こんな時におすすめ／新入所員の紹介



この難局を乗り切るため、 できる限りの経営サポートを致します

第一経営グループ代表 菊 喜美雄

新型コロナウイルスの感染抑制のため、4/7に首都圏を中心に緊急事態宣言が発令されました。これまで以上の経営の困難が予想され、その影響は長期に続くと予想されます。

弊社では事業活動をされていらっしゃる全てのお客様を対象に4月上旬に緊急アンケートを実施し、支援策が必要なお客様への情報提供を進めています。

政府発表の支援策には、各種融資（無利子・無担保融資・特別貸付等）、補助金助成金（雇用調整助成金・持続化補助金・IT導入補助金等）、既往債務・住宅ローンの返済猶予、国税・地方税の納税猶予、社会保険料等の納付猶予、電気・ガス料金支払猶予等様々な種類があります。

お客様の経営状況によりどの支援策が使えるのか、まずは弊社担当者にご相談ください。

この難局を乗り越えるためには急場をしのぐ対策と同時に、今までの経営を見直し環境に対応した新たな販売手法、商品調達、社内体制を構築する経営者の意識改革が求められます。

今こそお客様とともに良い会社づくりを目指して、第一経営グループはお客様のサポートを最優先に行動致します。



今年の「第一経営・ぐる～ぷ1総会」を中止します!

第一経営・ぐる～ぷ1代表世話人
有限会社あかつき建設代表取締役 鈴木 芳晴

消費税の10%増税の影響が出てき始めた矢先に今回の新型コロナウイルスです。日々感染者や亡くなられた数が報道される昨今ですが、地球規模で広がりを見せる目に見えないウィルスには、なんとも得体のしれない不気味さがあります。

毎年この時期は「第一経営・ぐる～ぷ1総会」を楽しみにされていた方も多いかと思いますが、こうした状況を鑑みて、多くの皆様が集まる講演会や懇親会を伴う今年の総会は残念ながら中止という判断を致しました。

なお、第一経営・ぐる～ぷ1として、新型コロナに対する対応など、時々の状況に合わせた情報をお客様へぐる～ぷ1のホームページやLINE・Facebook等で発信し、お客様相互の交流もできるようにすることを予定しています。

現在のところ秋のバス旅行企画につきましては、引き続き多くの皆様が参加し、元気になれるような企画として実現したいと考えています。また各ブロックの取り組みや第一経営とコラボした様々なセミナー企画など、今後の第一経営・ぐる～ぷ1の活動に期待していただければと思います。以上、よろしくお願い致します。



新型コロナウィルスがさらなる追い打ちを

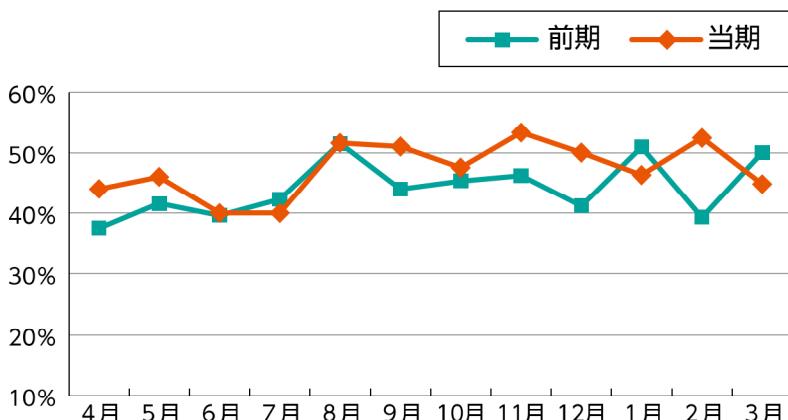
景況悪化はすでに始まっていた

中小企業家同友会の昨年10月から12月景況調査によると、「消費税増税とトランプ不況のダブルパンチで景気後退へ」といった見出いで、業況判断DIは全業種、全地域で悪化しており、急速な停滞を示しています。コロナショックにより4月1日発表の日銀短観では5期連続の悪化となり、業況判断指数は7年ぶりに低い水準となっています。

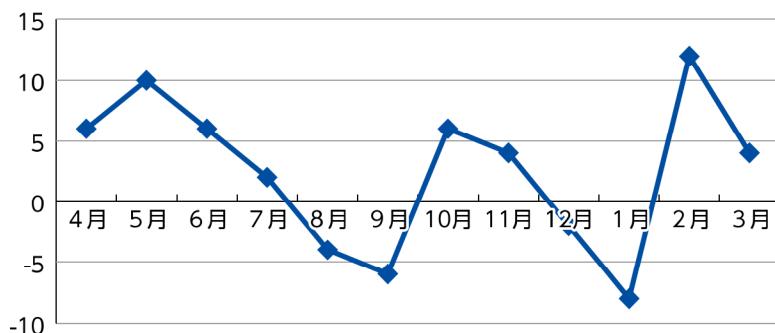
お客様の景況

2019年10月から2020年3月申告分からみた法人税申告の状況は、実態黒字44.5%と前年の44.3%から大きな変化はありません。

実態黒字割合比較



売上高DI



売上高DIは6カ月で+8と全体としては堅調。業種別にみると建設業は売上を伸ばしている企業が多く、製造業・小売業が売上減少の傾向が強く表れています。

決算申告書において景況悪化の影響はこれから表れてくるものと思われます。

新型コロナウィルスの影響はさらに広がる

新型コロナ感染拡大で日本経済は深刻な影響を受けています。東京オリンピックの延期もその一つの要因となります。2月以降の特徴はインバウンドの消失、旅行・観光業、飲食業、イベント関連事業など広く中小企業に直接的な影響が出ています。

中国においては生産ラインの稼働回復が見られるものの、米、欧州、アジアでは生産ライン停止などの影響が広がっています。国内においてもサプライチェーンの寸断により、建設業では新規工事着工の停滞、製造業ではラインの停止などが見られます。

何をなすか？

すでに多くの金融相談が金融機関に寄せられています。まずは①財務、キャッシュフローの検討②現状が今後も続くことを見越した計画と損益分岐点の見直し③リーマンショック・東日本大震災の経験を振り返り、過去に学び課題を明確にし、全社一丸の下で実行することが必要です。

助成金・金融支援など活用し、早急に対応をするよう呼びかけます。

川口事務所 甲斐 洋志

令和2年度 税制改正について

改正の概要

今年度の改正は、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納稅制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭に対する公平な税制の実現やNISA（少額投資非課税）制度の見直しを行います。あわせて、円滑・適正な納税のための環境整備等を行います。

個人所得課税・資産課税

1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

これまで、同じひとり親であっても、離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されるのに対し、未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で寡婦（夫）控除の額が違うなど、男女の間でも扱いが異なっていました。そこで、今回の改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、

【改正前後の所得税における所得控除の額（万円）】

		現行				改正案										
寡婦（寡夫）控除		配偶関係		死別		離別		配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親		
本人が女性	扶養親族	本人所得	子	35	27	35	27	本人所得	子	35	—	35	—	35	—	
		扶養親族	有	子以外	27	27	27	扶養親族	有	子以外	27	—	27	—	—	
		無	無	無	27	—	—	扶養親族	無	無	27	—	—	—	—	
合計所得金額500万円=年収678万円		寡婦控除 ← ひとり親控除														
本人が男性		配偶関係				死別		離別		配偶関係				未婚のひとり親		
本人が男性	扶養親族	本人所得	子	27	—	27	—	本人所得	子	35	—	35	—	35	—	
		扶養親族	有	子以外	—	—	—	扶養親族	有	子以外	—	—	—	—	—	
		無	無	無	—	—	—	扶養親族	無	無	—	—	—	—	—	

2 低未利用地の活用促進

下記の要件を満たす低未利用地の譲渡（親族間譲渡は除く。）をした場合には、低未利用地の譲渡益から100万円を控除することができます。

1 譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること

2 所有期間が5年を超えること 等

※令和2年度の税制改正ではありませんが、平成30年度の税制改正により、令和2年度の所得税が大きく変わります。具体的には下記の点になります。

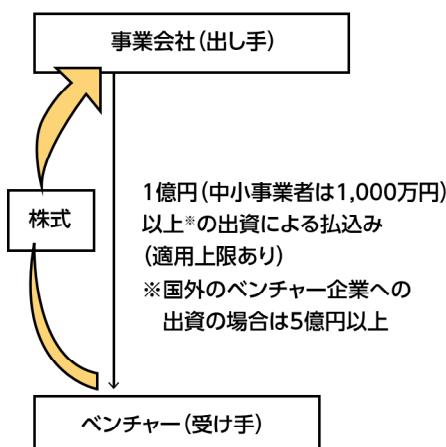
- ・基礎控除について合計所得金額が2,400万円以下の方については、従来38万円から48万円へ増額、合計所得金額2,400万円超の方については、基礎控除が段階的に減少、合計所得金額が2,500万円超で0円になります。
- ・給与所得控除が10万円の引き下げ、上限が年収850万円で195万円（従来年収1千万円で220万円）になります。

法人課税

1 オープンイノベーションの促進に係る税制の創設

企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合には、その株式の取得価額25%相当額の所得控除を認めます。

【適用要件】



出し手の要件

- ・ベンチャー企業に直接又はCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)を通じて出資を行う国内の事業会社
- ・特定期間(5年間)中の報告義務

オープンイノベーション性の要件

- ・革新性:事業会社にとっての革新性
- ・リソース開放性:ベンチャーの成長への貢献
- ・ビジネス変革:事業会社のビジネス変革に寄与する可能性

受け手の要件(ベンチャー企業)

- ・設立後10年末満の株式会社(新規設立を除く)
- ・非上場企業であること
- ・企業グループに属していないこと等

*適用対象となる一定のベンチャー企業の株式…オープンイノベーション性等の要件を満たすベンチャー企業に対する出資の払込みとして経済産業大臣が証明したものにより取得した株式

2 連結納税制度の見直し

連結納税制度について、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行い、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うグループ通算制度に移行します。

*連結納税制度は、企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度です。

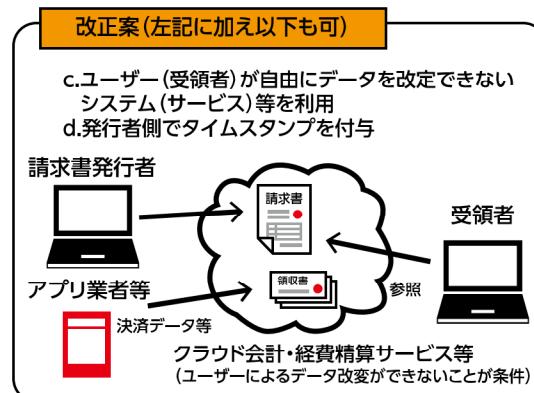
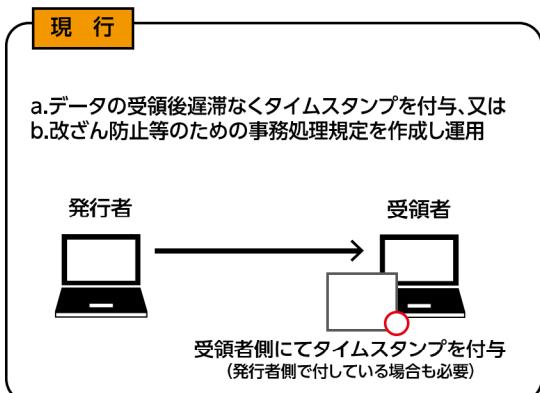
3 その他

- ・投資や貸上げを促す措置
- ・5G導入促進税制 等

納税環境整備等

● 電子帳簿等保存制度の見直し

バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大します。



出典:財務省 税制改正(案)のポイント

熊谷事務所税理士 滝山 英太

お客様紹介

～地域に根ざして奮闘中～

お客様を大切にしながら、地域に根ざして奮闘している会社のなかから、今回はさいたま市の株式会社心和様をご紹介します。

株式会社 心和

本店：埼玉県さいたま市大宮区三橋4-659-1 TEL 048-637-1832

不況になんでも行き詰らない、体力重視の経営を目指したい！

法人設立以来、第6期目を迎えました。昨年の夏場も過酷な鉄骨建方の現場を乗り切り、業績を伸ばしてきました。現在、社員数12名。下は21歳から上は54歳まで、平均年齢36.5歳のメンバーで、社長も含めた総力戦で頑張っています。鉄骨建方の現場は、一見荒っぽい現場に見られがちですが、建物の強度を保つためにゆがみの修正を行なったりする意外と繊細な技術を要求される現場もあります。



中央奥が後藤寿春社長



現場で作業を行う職人には、体力はもちろんですが、冷静さと技術力が必要です。今は売上も伸び、利益も予想以上に出ていますが、いずれ厳しい時代が来ると思っています。売上一辺倒の経営ではなく、不況になんでも行き詰まらない、体力重視の経営を目指したいと考えています。結果として、売上も5億、10億となっていけばいいかなという構えです。

休憩室 あの本が映画になりました～21世紀の資本(トマ=ピケティ著)～

2014年に出版された「21世紀の資本」(トマ=ピケティ著)が映画になっていました。

いつも映画は観ないのですが、あの本が映画になっていたという衝撃と、どうやって映画にしたんだ？という疑問に導かれて何年かぶりに映画館に行ってきました。

アメリカの「ウォール街を占拠せよ」や日本の反貧困運動など反格差運動に改めて正当性を与えることになった本書は、書店に並んだ途端大きな話題を呼びました。読破するには時間と労力の要る本ですが、それでも手に取った方は多いと思います。

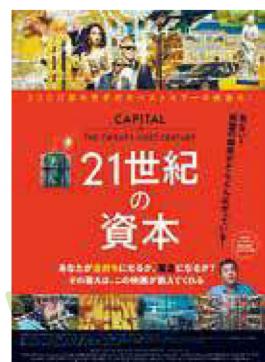
映画には様々なジャンルがありますが、どれもストーリーのあるものばかりです。本書のような経済書をどうやって映画にするのか、実際に見るまで疑問しかありませんでした。

観た後の感想は、本書が指摘する格差問題は今でも全く解決されていないということや、こういう映画もあるのか…ということです。

日頃映画を見ない方やドキュメンタリー好きの方にもおすすめの作品です。

(新型コロナ対策で外出自粛要請が出る中でこの記事を書いています。映画館へのご来場は最新の情報をもとに慎重にご判断ください。)

川越事務所 酒井 章太郎



休業補償と消費税の減税を！

1月末に中小企業家同友会の「10~12月期景況調査報告」が発表されました。タイトルは「消費増税不況とトランプ不況のダブルパンチで景気後退へ」。

業況判断、売上高、経常利益のそれぞれのDI（「好転」 - 「悪化」割合）が二桁のマイナスと大きく下落し、その要因として、「消費増税に伴いマイナスの水準が変わったものと見られる」としています。

景気が悪化している中での消費税の増税が、中小企業の経営を直撃した結果が明らかになっています。

さらに新型コロナウイルスの感染拡大によって、いっそうの打撃にさらされています。緊急対策が求められています。様々な自肅要請は必要であるとしても、所得補償・生活補償を欠かすことができません。

中小企業にとっては、消費不況を回復させる手立てが重要です。消費税はそのすべてが物価として反映されています。消費の回復に直接結びつく消費税の減税・凍結を求める声が大きくなっています。

埼玉県議会でも「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策を求める意見書」が採択され、その第一の項目に「消費税は一定の期間を定めて軽減税率を0%とし、全品目軽減税率を適用すること」となっています。ぜひ実現してほしいものです。

本部事務所税理士 永塚 友啓



2020年新春交歓会

講師の植田浩史氏



2020年新春交歓会は1月15日、さいたま市のホテルブリランテ武蔵野で開催され、147人が参加しました。新春講演では慶應義塾大学経済学部教授の植田浩史（うえだ ひろふみ）氏が「激動の2020年、中小企業をめぐる情勢はどうなるか—消費税増税、東京オリンピックー」と題して、多くの統計・資料から日本経済は深刻な状況にあることを明らかにしました。

賀詞交換会では、薊喜美雄第一経営グループ新代表の挨拶、川口事務所所長交代の挨拶が行われ、太鼓集団「響」のみなさんによる太鼓の演奏が行われました。



太鼓集団「響」のみなさん

懇親会に参加されたみなさん



薊喜美雄 第一経営グループ新代表

こんな時に おすすめ

4月に入り自宅でお過ごしのことと思います。頭がネガティブな思考・心が暗い気持ちでいっぱいになった時、体を軽く動かす。そうです断捨離です。モノへの執着を捨て不要なモノを減らす。手始めに捨てやすいものから（台所の食器等→洋服→書類）台所などの品物にはモノへのこだわりが低いようです。洋服は昔の自分を思い出し、値段の高さなど、痩せたら着られるなど思われが多いようです。書類は（税務関係等は約10年位の保管義務があります）子供の学校関係など写メなどに保存して破棄（紙はダニの発生源にもなります）モノが減ることで掃除がしやすく、風通しも良くなるかと思います。断捨離で解放感になり空間の免疫力を高めていきましょう。

越谷事務所 菅野 勝子



2020年度 新入所員の紹介

表紙写真

さいたま市桜区・大久保浄水場裏の「荒川運動総合公園通り」の桜並木です。地域の花見スポットとして毎年最盛期には平日でも花見の宴が見受けられますが、今年は散策する人が僅かでした。来年こそは何の心配もなく外出できるといいでですね。

本部事務所 山中 信一

編集後記

2020年4月から改正民法が施行されています。今回の改正は時効の考え方、賃貸借契約のルールなど日常の業務にも大きくかかわるものとなっています。

法務省のHPでは項目別の5種類のパンフレットだけでなく、トラブルに巻き込まれた桃太郎と一緒に改正民法を学んでいく、というマンガを使った44ページのパンフレットも掲示されています。それだけ身近な内容ということなのでしょう。ぜひ一度ご覧になってみてはいかがでしょうか。

大宮事務所 捧 裕子

鳥海 明枝
(大宮事務所)
関根まりあ
(熊谷事務所)
川越 恵佳
(川越事務所)
武藤 真澄
(越谷事務所)
新井 碧初
(大宮事務所)
矢部 はるか
(熊谷事務所)

発行

株式会社 第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部
TEL 048(650)0101